

指定特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

1 事業主体の概要

事業主体名	株式会社 万緑
代表者名	代表取締役 小林 裕人
所在地	宮城県白石市西益岡町5-53
設立年月日	2014年 10月 28日
資本金	800万円

2 事業所の概要

事業所名	ケアプラス角田
所在地	宮城県角田市横倉字卯ノ崎94-17
事業者指定番号	0470800590
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム（介護付、利用権方式） サービス付き高齢者向け住宅 宮城県指定介護保険特定施設「混合型」、（職員体制3：1以上）
管理者・連絡先	所長：佐藤 絵美 電話：0224-63-4072
施設の運営方針と目的	ひとりひとりの笑顔のために。 相手の立場になり、より良いサービスを提供する。
開設年月日	令和 7年 11月 1日
交通の便	角田駅から徒歩の場合約15分 角田駅からタクシー乗車の場合約5分
建物概要	木造 2階建て
敷地面積	2277.65㎡
延床面積	90.85㎡

3 設備の概要

区分	数量・規模	備考
入居定員	19名	
居室	個室18室 21.53㎡	1人部屋18室 2人部屋1室
食堂	1室 66.45㎡	
浴室	1室 16.47㎡	一般浴槽1槽・リフト浴1槽
健康管理室		
事務室	1室 8.28㎡	
トイレ	1階に2ヶ所	全居室に完備
その他	厨房、エレベーター1基等	

4 事業所の職員体制

職種	重視するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名（兼務）
生活相談員	生活相談員は、入居者及びその家族等の相談業務、	1名 計画作成担当

介護職員	事業所に対する利用の申込みに係る調整を行います。	兼務1名
介護職員	介護職員は、入居者の入浴、排泄、食事等の介護を行います。	11 常勤専従8名 名 パート3名
看護職員	看護職員は、入居者の入浴、排泄、食事等の介護を行います。	2名 常勤専従2名
計画作成担当者	計画作成担当者は、入居者の特定施設サービス計画の作成を行います。	1名 生活相談員兼務

5 利用料金 ※1ヵ月(30日)あたり ※別途、夜間看護体制加算・看取り介護加算・医療機関連携加算あり

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	¥5,460	¥9,330	¥16,140	¥18,120	¥20,220	¥22,140	¥24,210
2割	¥10,920	¥18,660	¥32,280	¥36,240	¥40,440	¥44,280	¥48,420
3割	¥16,380	¥27,990	¥48,420	¥54,360	¥60,660	¥66,420	¥72,630

・上記以外に入居契約、管理規定に定める居室利用料、管理費、食費等がかかります。

6 支払い方法

上記の利用料は、月末で締め、翌月15日頃までに請求書をお送りします。お支払い方法は、口座振替とさせていただきますので、ご希望の金融機関の口座をご指定下さい。

7 秘密保持

事業所および従業員等は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。

8 協力医療機関等

名称	金上病院
所在地・連絡先	宮城県角田市角田字田町123 電話：0224-63-1032
名称	吉田歯科医院
所在地・連絡先	宮城県角田市角田字田町25 電話：0224-62-2130

・入居者が洗濯する医療機関において治療、診療を受けることもできます。

・医療機関の受診の費用は、自己負担となります。

9 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「暖暖の里角田 防災計画」に基づき対応します			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	自動火災報知機	有	消火器	有
	非常用通報装置	有	屋内消火栓	有
	非常用放送装置	有	避難器具	有
	非常階段	有	スプリンクラー	有
防災訓練等	防災訓練は、消防計画に基づき年2階実施し、従業員、入居者の参加も呼びかけます。			

10 損害賠償

入居契約書第29条より

(賠償責任)

第29条 天災、地変その他の不可抗力により、乙が受けた損害・災害については、甲は、一切の責任を負わないものとします。

11 契約の終了

入居契約書第30条より

第30条 次の各号のひとつに該当する場合には、この契約は終了するものとします。

一 乙が死亡したとき。

- ニ 甲が第31条の規定に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 三 乙が第32条の規定に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 四 目的施設が、天災地変その他不可抗力により、滅失し、または修復に多大な費用を要する程度に毀損したとき。

入居契約書第31条より

- 第31条 甲は、乙が次の各号のひとつに該当した場合には、乙に対し書面にて、90日以上
の予告期間において、この契約を解除することができるものとします。
- 一 入居申込書等の書類に虚偽の事項を記載するなど、不正な手段により入居したとき。
 - 二 居室利用料、管理費、その他の費用の支払いを正当な理由なく遅延し、甲の督促にもかかわらず遅滞が3ヶ月継続したとき。
 - 三 乙の行動が、他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすなど、通常の介護方法では共同生活の秩序維持ができないと認めるとき。
 - 四 乙が第27条、第28条の規定に違反して是正しないとき。
 - 五 施設の利用において入居者に禁止又は制限をしている規定に違反して是正しないとき。
- 2 乙は、前項の規定により甲がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、7日以内に専用居室を明渡すものとします。
- 3 甲は、本条第1項による契約の解除通告を行うに先立って、必ず乙及び乙の身元引受人にその事由を説明するとともに、弁明の機会を設けるものとします。
- 4 本条第1項三号の事由に該当した場合には、甲は次に掲げる事項の確認を行います。
- 一 医師の意見を聞くこと
 - 二 乙または乙の身元引受人の同意を得ること
 - 三 一定の観察期間を設けること

本契約第32条より

(乙の契約解除)

- 第32条 乙は、この契約を解除しようとする場合には、30日以上
の予告期間において、管理運営規定に定める契約解除を甲に届け出るものとし、その契約解除届に記載された
予告期間満了日（以下、「契約解除日」という。）をもってこの契約は解除される
ものとします。
- 2 乙は、契約解除日までに専用居室を明け渡すものとします。
- 3 乙が契約解除届を提示せず、退去した場合には、甲は乙の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもってこの契約は解除されたものとします。

12 相談窓口、苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話番号	0224-63-4072
FAX番号	0224-61-1630
担当者	佐藤 絵美
その他	相談、苦情については、生活相談員、管理者が責任を持って対応します。 不在の場合でも、応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、生活相談員に引き継ぎます。 相談手順については、別紙「苦情対応フローチャート」をご覧ください。

○その他、宮城県国民健康保険団体連合会およびお住まいの市区町村

宮城県国民健康保険	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2-3
-----------	-----------------------

宮城県国民健康保険 団体連合会	電話番号	022-222-7700
	対応時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
角田市介護保険係	所在地	宮城県角田市柳町35-1
	電話番号	0224-61-1185
	対応時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
宮城県長寿社会政策課 介護保険指導班	所在地	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
	電話番号	022-211-2556
	対応時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

※住所地在角田市以外の方は、各住所の保険者窓口へご相談ください。

令和 年 月 日

【説明確認欄】

サービスの契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

説明者 佐藤 絵美 印

サービスの契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

確認者 印

